

令和6年度 第9回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和6年12月

魚沼市農業委員会

令和6年度第9回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 19名 定員 19名
欠席 0名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	大塚 寛	
○		2	貝瀬 正美	
○		3	高橋 祐次	
○		4	小岩 孝徳	
○		5	蕪澤 芳子	
○		6	井口 恒一郎	
○		7	星 仁 右エ門	
○		8	星 野 幸 夫	
○		9	佐 藤 洋 一	
○		10	浅井 典裕	
○		11	小幡 中治	
○		12	阿達 正	
○		13	吉田 久	
○		14	穴沢 勝也	
○		15	櫻井 信夫	議事参与の制限
○		16	佐藤 陽二	
○		17	瀧澤 悟	
○		18	桑原 正文	
○		19	上村 喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		斎藤 勝浩	
○		森山 玲子	
○		櫻井 紀彦	

令和6年度 第9回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和6年12月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 13 時 30 分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について 3 番 高橋 祐次 委員 4 番 小岩 孝徳 委員
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について 農用地利用集積計画の決定について 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
5		その他 閉会宣言 14 時 30 分

令和6年度 第9回魚沼市農業委員会総会議事録

令和6年度第9回魚沼市農業委員会総会は、令和6年12月25日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（斎藤事務局長）

時間になりましたので、総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち欠席の届け出はありませんでした。魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和6年度第9回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

始めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は13時30分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項会務報告、事務局長お願いいたします。

事務局（斎藤事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（菰澤芳子委員）

第1部会では、特に報告するようなことはありません。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

第2部会としては、先ほど会長から報告がありましたが、先の魚沼市の米食味コンテストで桑原職務代理が受賞されたということで、一応重ねて報告をさせていただきます。以上です。

第3地区部会会長（佐藤洋一委員）

第3部会、特に報告事項はございません。

第4地区部会会長（浅井典裕委員）

第4部会は特に報告事項はございません。なお、第4部会の方につきましては総会終了後、後方にお集まりください。以上です。

広報部部会長（阿達正委員）

特にありません。以上です。

議長（上村会長）

それでは、ただいま日程1報告事項、それぞれ報告がありました。内容等々ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、指名をさせていただきます。まず、議席番号3番高橋祐次委員及び議席番号4番小岩孝徳委員の両名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の説明をお願いします。

事務局（森山係長）

議案書の3ページをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は173件、627筆、725,836.92㎡の届け出がありました。解約の理由は、第三者に利用権設定、経営規模縮小のため、契約内容を変更するため、第三者に売却、賃貸人が耕作、非農地のため、貸借人への売却、農地転用、耕作不便なため、圃場整備にあたり新たに中間管理権を設定するためとなっております。詳細については事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第1号につきましては、事務局の説明のとおり事前配付ということで目を通していただけたかと思えます。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご

発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出については、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の63ページをご覧ください。

報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は22件受理しました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方が継続して耕作されているものと思います。

なお、権利取得期日から年数が経っている届け出については、相続手続きの遅れ等により司法書士等から提出のあった申請もあります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、事務局の説明のとおりといたします。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第3号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、事務局の報告をお願いします。

事務局（櫻井主任）

議案書の65ページをご覧ください。

報告第3号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、今月は1件の届け出がありました。

整理番号1	申請地	*****	田	117.9 m ²
	申請人	*****		
	転用目的	農作業所及び農機具格納庫敷地		

議長（上村会長）

報告第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第3号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の67ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買5件、所有権移転贈与1件、使用貸借権設定6件です。

なお、整理番号4番・5番は議事参与の制限により最後とさせていただきます。

整理番号1 申請地 ***** 畑ほか1筆 合計742㎡
権利種別 所有権移転 売買 *****円
譲受人 *****
譲渡人 *****

申請の理由は、譲渡人の要望です。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、生活拠点が遠方であり、また農業経験がなく耕作できないため、以前より申請地を管理・耕作してきた譲受人とこの度売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、農業経験もありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号2 申請地 ***** 田 230㎡
権利種別 所有権移転 売買 *****円
譲受人 *****
譲渡人 *****

申請の理由は、耕作便利のためです。譲渡人は転出予定であり、自宅は既に譲受人に売却しております。申請地は譲受人に売却された住宅に隣接しており、耕作便利のため、この度売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有し、農業経験も十分ありますので、効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号3 申請地 ***** 田 703㎡
権利種別 所有権移転 売買 *****円
譲受人 *****
譲渡人 *****

申請の理由は、譲渡人の要望です。譲渡人は耕作経験がなく、また後継者もいないため、農地を処分したいという意向があり、また申請地は譲受人の所有する農地と相分けになっており、今後一体的に耕作をしていきたいということで売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は農業経験が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号6 申請地 ***** 田 191 m²
 権利種別 所有権移転 贈与
 譲受人 *****
 譲渡人 *****

申請の理由は、耕作便利のためです。譲受人は県外在住でしたが、魚沼の環境を気に入り、市内に中古住宅を購入し、生活拠点を移しております。申請地は居住する住宅に隣接する農地であり、利便性が高く耕作便利であり、また冬場は雪捨て場として利用するため、譲渡人と贈与の話がまとまり、この度申請があったものです。将来的には、農地を拡大していきたいとのことです。譲受人は兼業農家であり、大型機械を所有し、農業経験もありますので、効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号7番から12番は、経営移譲及び農業者年金受給中のための経営移譲再設定です。

以上、整理番号1番から3番、6番から12番につきまして、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

上村喜久雄委員

整理番号1番ですが、12月20日に本人と現地を確認いたしました。譲渡人は以前から同地内に住んでいた兄が亡くなり、それを相続した弟でございます。事務局の説明のとおり、県外というようなこともあり、隣の農業をやっている譲受人に売買をお願いしたということでございます。特に問題はありません。

穴沢勝也委員

整理番号2番ですが、12月20日現地確認、12月22日に電話になりますが、本人に確認したところ、住宅共々管理するということで農地も隣接してまして、事務局のいうとおり、地元で耕作をされているということで、この農地も農地として利用するというところで、事務局の説明のとおりで問題はないと思います。

貝瀬正美委員

整理番号3番ですが、12月21日に譲受人、星野推進委員、私の三人で現地確認しました。事務局の説明どおりで間違いないと確認しました。

穴沢勝也委員

整理番号6番ですが、10月22日に市役所にて、譲受人、譲渡人と会って話を確認させていただいております。12月22日に譲渡人とも連絡をとりまして、農地については既に譲渡人の指導の下、譲受人は耕作してみたというところで確認を取りました。遠くから魚沼が良くて移住をするということで、住宅を取得して、その裏の農地を利用する、また事務局の話のとおり、農地を拡大していきたいという話ですので、今後期待される若い人だと思いますので、問題ないと思います。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になしですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転売買に関する整理番号1番から3番まで、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め許可いたします。

続いて、所有権移転贈与に関する整理番号6番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め許可いたします。

続いて、使用貸借権設定に関する整理番号7番から12番まで、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番から3番まで並びに整理番号6番から12番まで異議なしと認め、許可いたします。

続いてお願いします。

事務局（森山係長）

続いて、整理番号4番・5番について説明します。

櫻井委員は議事参与の制限により、退席をお願いします。

（櫻井信夫委員退席）

整理番号4番・5番につきましては、関連があるため、一括で説明させていただきます。

整理番号4	申請地	*****	田	51 m ²
	権利種別	所有権移転	売買	*****円
	譲受人	*****		
	譲渡人	*****		

整理番号5	申請地	*****	田	62 m ²
	権利種別	所有権移転	売買	*****円

譲受人 ****

譲渡人 ****

申請の理由は、耕作便利なためです。整理番号4番・5番の申請地は共に譲受人所有農地と相分けの農地であり、また譲受人の自宅に隣接しているため、利便性が高く耕作便利なため、この度売買の話がまとまり、申請があったものです。農地取得後は作業委託をしながら譲受人が耕作するとのこと。譲受人は農業経験がありますので、効率よく耕作されていくものと考えます。

以上、整理番号4番・5番につきまして、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第1号、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

星仁右エ門委員

整理番号4・5番ですが、12月22日、日曜日に山田推進委員と譲受人宅を訪れ、現地確認をいたしました。事務局の説明のとおり自宅の隣接地で、2枚の田んぼを1枚にして耕作しておりました。引き続き、また田として耕作するそうですので、あとは事務局の説明のとおりです。

議長（上村会長）

議案第1号整理番号4番・5番につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。

所有権移転売買に関する整理番号4番・5番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め許可いたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番から12番まで異議なしと認め、許可いたします。

（櫻井信夫委員着席）

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の73ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は1件です。

整理番号1	申請地	*****	田	85㎡
	譲受人	*****		
	譲渡人	*****		
	申請概要	倉庫敷地の拡張		
	転用目的	倉庫敷地		
	農地区分	第3種農地		
	判断理由	住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連担しているため		
	権利種別	所有権移転 売買		

譲受人は***地内に本社を置く電気設備工事等を扱う会社であり、既に隣接地にある会社倉庫に付随する通路等の敷地として利用するため転用の申請があったものです。

なお、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念しており、倉庫敷地の東側が狭かったことから、平成30年頃から既に申請地を通路及び除雪敷地として舗装して利用していました。そのため始末書が提出され、追認の案件となっております。今後の利用については、これまでどおり通路等の倉庫敷地として利用します。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

菑澤芳子委員

整理番号1番ですが、12月23日に譲渡人、譲受人、土地家屋調査士と私と高橋推進委員で現地集合いたしまして、説明を受け現地を確認いたしました。内容については事務局の説明のとおりです。この土地・建物は他の方に迷惑のかかるような状況のところになっていません。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。

内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第2号農地法第5条第1項の規

定による許可申請についての整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の75ページをご覧ください。

議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定について説明いたします。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。今月は5件、10筆、合計3,282㎡です。

整理番号1	申請地	*****	田ほか3筆	合計1,384㎡
	新地目	原野		
	申請人	*****		
	非農地の原因	いずれの土地も20年以上前から耕作放棄。**地域の山間に位置し、雑草雑木が繁茂しており、南側は林野が近接している状況。集落からの道中及び申請地周辺の農地も耕作放棄地が多く、長年耕作されていないものも見られる。以上のことから農地への復元は困難であり、耕作不適・耕作不便。		
整理番号2	申請地	*****	田	285㎡
	新地目	原野		
	申請人	*****		
	非農地の原因	約20年前から耕作放棄。川沿いに位置し、北側は河川堤防、西側の農地は耕作放棄、原野化している状況。雑草が繁茂しており、隣地との境界も不明な状況。耕作不適。		
整理番号3	申請地	*****	田	335㎡
	新地目	原野		
	申請人	*****		
	非農地の原因	約10年前から耕作放棄。**地域の山麓付近にある不整形地であり、雑草雑木が繁茂。周辺は北側及び東側は原野または林野の状況。耕作不適・耕作不便。		

整理番号4	申請地	*****	畑ほか1筆	合計 213 m ²
	新地目		原野	
	申請人	*****		
	非農地の原因		相続をしたが、県外在住のため耕作できず、30年以上前から耕作放棄。面積小、不整形地であり雑草雑木が繁茂。周囲も原野または林野の状況。耕作不適・耕作不便。	
整理番号5	申請地	*****	田ほか1筆	合計 1,065 m ²
	新地目		原野	
	申請人	*****		
	非農地の原因		相続をしたが、申請者高齢及び子どもは市外に居住しているため、耕作できず20年以上前から耕作放棄。耕作してくれる地域の者を探したが、見つからず。周囲の一部農地も耕作放棄地が多く、原野または林野の状況。	

以上、5件につきまして、現地確認の状況から変更に変更同意できるものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になしですので、採決に入ります。議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定についての整理番号1番から5番にまで、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の77ページをご覧ください。

議案第4号魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について、今月は編入1件及び除外1件の依頼がありました。

整理番号1	申請人	*****		
	申請地	*****	田	92 m ²

変更理由 電力用鉄塔敷地用地の農地復元に伴う編入
申請地は農用地区域の農地を鉄塔敷地用地にするための除外をされて
いましたが、鉄塔を除去し農地に復元したことに伴い、農用地区域に編
入することについて意見を求められたものです。

整理番号2 申請人 ****
申請地 **** 田ほか2筆 合計 1,025 m²
変更理由 型枠工事作業場及び資材置場敷地とするための除外
申請地は**地内の農地です。申請人は型枠工事業を営んでおりま
すが、事業の拡大に伴い、作業場及び資材置き場として申請地を利用す
るため除外の申請があったものです。

議長（上村会長）

それでは、議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につ
きまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第4号魚沼農業振興地域整備計
画の変更意見決定についての整理番号1番から2番にまで、異議なしと認めて決
定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、決定いたします。

農用地利用集積計画の決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第5号農用地利用集積計画の決定について議題とい
たします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の79ページをご覧ください。

議案第5号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業
経営基盤強化促進法等一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお
従前の例によるとされる改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
より、農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	432 件
	筆数	1,882 筆
	面積	1,863,384.11 m ²

所有権移転	件数	3 件
	筆数	28 筆
	面積	20,184.00 m ²

以上、利用権設定の詳細につきましては、事前配布のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして、211 ページをご覧ください。

整理番号 5-1	所有権の移転を受ける者	*****
	所有権を移転する者	*****
	所有権を移転する農用地	***** 田ほか 8 筆
		合計 9,263 m ²
	所有権移転 売買	対価 *****円

整理番号 5-2	所有権の移転を受ける者	*****
	所有権を移転する者	*****
	所有権を移転する農用地	***** 田ほか 15 筆
		合計 9,438 m ²
	所有権移転 売買	対価 *****円

整理番号 5-3	所有権の移転を受ける者	*****
	所有権を移転する者	*****
	所有権を移転する農用地	***** 田ほか 2 筆
		合計 1,483 m ²
	所有権移転 贈与	

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第 5 号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、採決に入ります。議案第 5 号農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

議案第 5 号農用地利用集積計画の決定については異議なしと認め、報告のとおり決定いたします。

農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第6号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の213ページをご覧ください。

議案第6号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取を説明いたします。これは、市長が農用地利用集積等促進計画案を作成するにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。

利用権（設定）	件数	2件
	筆数	29筆
	面積	13,046.00㎡

基盤強化促進法等の改正により、令和5年4月1日から農用地利用集積計画と農用地利用配分計画が廃止になり、農用地利用集積等促進計画に一本化されました。2年間の経過措置があるため、集積、配分は地域計画策定まで今までと同様に利用集積計画等を定めていますが、中間管理機構から借り手への転貸は農用地利用集積等促進計画を定めることとなります。

今回、中間管理機構に集積された農地が様々な理由により記載のとおり別の借り手へ転貸されることになり、促進計画案の作成には農業委員会への意見聴取が必要となるため、市長からの依頼がありました。つきましては、農業委員会としての意見がある場合はお願いいたします。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第6号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、採決に入ります。議案第6号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については事務局の報告のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第6号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については、特に異議なしと認め、計画のとおり決定いたします。

その他

事務局（櫻井主任）

- ・全国農業新聞の普及拡大について

事務局（斎藤事務局長）

- ・総会終了後開催の藪上地区の今後の農地利用調整会議について

議 長（上村会長）

それでは、本日の提案の報告並びに議案、それぞれの事項につきましては、慎重審議をいただきまして終了いたします。大変ありがとうございました。

（時刻は 14 時 30 分）

上記会議の内容は、令和 6 年度第 9 回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議 長

議席番号 3 番

議席番号 4 番
